

●香川県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年6月22日から同年7月13日まで一般の縦覧に供する。

平成19年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 377号
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市山本町財田西字長瀬川東20番4地 先から 三豊市山本町財田西字鹿ノ谷1556番1地 先まで	11.2~58.5	197	平成13年香川県告示第472号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年6月23日